精神障害に関する長岡市の制度

特に担当が書いてない制度は、長岡市福祉課(0258-39-2343)が担当です。 長岡市の制度ですので、他の市町村では異なる場合があります。

精神障害者手帳

(精神障害者保健福祉手帳)

〇手帳を取得するときの手続き

1 必要な書類

精神障害を理由とする障害年金等を受けている場合(手帳の等級は年金と同じ級になります。)

- ① 申請書(市役所、各支所にあります。)
- ② 同意書(市役所、各支所にあります。)
- ③ 障害年金証書、特別障害受給資格者証、最近の年 金振込通知書、年金支払通知書のいずれかの写し
- ④ 写真(たて4cm×よこ3cm)
- ⑤ 460円分の切手 (できあがった手帳の郵送を希望する場合)
- 6 印鑑
- ⑦ マイナンバー等確認書類※詳しくは 19~20 ページをご覧ください。

障害年金を受けていない、又は障害年金を 受けていても診断書で申請する場合

- ① 申請書(市役所、各支所にあります。)
- ② 精神障害者手帳用の診断書 (主治医から書いてもらう。発行日が手帳申請日 から6か月以内のもの)
- 写真(たて4cm×よこ3cm)
- ④ 460 円分の切手 (できあがった手帳の郵送を希望する場合)
- ⑤ マイナンバー等確認書類 ※詳しくは19~20ページをご覧ください。

2 提出先

アオーレ長岡 東棟1階 福祉窓口 または 各支所 地域振興・市民生活課 郵送の場合: 〒940-8501 長岡市大手通1丁目4-10 長岡市福祉課障害活動係 宛

3 その他

- ① 新規申請の場合、初診から6か月が経過していること。
- ② 手帳ができあがるまで1か月半程度かかります。
- ③ 手帳の有効期間は2年間です。有効期限が切れる前に、更新の手続きについてお知らせします。(更新の手続きには、お持ちの障害者手帳も必要になります。)
- ④ 住所、氏名が変わったときは変更の手続きが必要です。

精神障害者手帳による制度 一覧

等 級 制 度		1 級	2 級	3 級
精神通院医療および 医療費助成の手続簡素化		○ (6~7ページをご覧ください)		
重度障害者医療費助成 (県障)		○ (所得制限あり)(8ページをご覧ください)	_	_
生活保護費の障害者加算の 認定		障害年金の受給状況などにより異なります。詳しくは 生活支援課(39-2338)にお問合わせください。		
	タクシー利用券または 自動車燃料費助成	〇15,000 円分 (10 月以降に対象となった場合は 7,500 円分)の交通費助成が受けられます。 ・タクシー利用券・自動車燃料費(本人または同一生計者が自動車を所有している場合)	_	_
交通	精神障害者通所作業訓練 施設等通所交通費助成	就労移行・継続支援事業所、地域活動支援センター等に通う際の 交通費の一部を助成する制度で、助成対象となる交通費の2分の 1の額を助成します。 一年度当たりの上限額は 15,000 円(10 月以降に対象となっ た場合は7,500円)です。事前申請が必要です。福祉課又は通 所する事業所にお問い合わせください。		
費以際	タクシー料金の割引	タクシー料金を支払うときに手帳を提示すると、10%の割引 受けられる場合があります。割引の有無についてはご利用のタタシー会社へお問い合わせください。		
	県内路線バス・県内高速 バス運賃の割引	バス料金を支払うときに手帳を提示すると、半額になりますた、定期券購入のときに手帳を提示すると、3割引になります 内路線バス・県内高速バスに限る)。		
	旅客鉄道運賃等の割引 (制度の適用は令和7年 4月1日以降となります)	旅客鉄道の乗車券類を購入するときに、等級とは別の減額種別が記載された手帳を提示すると、減額種別に応じた割引をうけることができます。割引の内容については各旅客鉄道会社にお問いさわせください。		
旅客船の割引		乗船券を購入するときに手帳を提示すると、半額になります。		

制		等級	1 級	2 級	3 級	
交通費関係		航空機の割引	航空券を購入するときに手帳を提示すると、国内各航空路線の国内線の運賃が割引されます。割引率は航空会社によって異なりますので購入時にご確認ください。			
NHK放送受信料の 割引			○半額免除手帳所持者が世帯主・契約者で1級全額免除手帳所持者のいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税であるとき。			
新潟県おもいやり駐車場 制度			○利用証を車内に掲げることにより、制度協力店の「おもいやり駐車場」を利用することができます。詳しくは福祉課(39-2343)へお問い合わせください。			
駐車禁止除外指定		·禁止除外指定	〇駐車禁止除外指定車標章を提示することにより、駐車禁止の場所に駐車できるようになります(ただし、利用上の制限あり)申請窓口…最寄りの警察署交通課		I	
		所得税	特別障害者控除※1 40万円 同居特別障害者控除※2 75万円	障害者控除	27万円	
		住 民 税 ただし、前年合計所得 135 万円以 下の人については、住民税は課さな い。	特別障害者控除 30万円 同居特別障害者控除 53万円	障害者控除	26 万円	
税		相続税	0			
制		利子所得の非課税	0			
上		贈与税	0		_	
の優遇措置		自動車税等	〇(次の全ての要件を満たす方) ①本人または同一生計者が取得、または 所有する自動車等で、本人の通院等のた めに同一生計者が運転する場合 ②自立支援医療(精神)の受給者証の交 付を受けている方 ※所得制限により受給者証が交付され ない場合は、医師の通院証明書、住民票 が必要になります。	_		

^{※1} 控除とは、税金の計算をする際に所得から差し引く額です。

障害者控除とは、障害者本人に所得がある場合でも、扶養されている場合でも適用されます。

^{※2} 同居特別障害者とは、特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族で、納税者自身、配偶者、 生計を一にする親族のいずれかと同居を常としている方です。

等 級 制 度		等級	1 級	2 級	3 級
施設	手帳を提示	国、県の施設	近代美術館・歴史博物館・越後丘陵公園	園•••利用粉	纠無料
使用料の免除・軽減設入館料および	手帳を提示してください利用券販売窓口で障害者	市の施設(主な施設)	エコトピア寿、市営プール、郷土史料館 尾美術館、寺泊水族博物館、高齢者セン ※免除、軽減の条件等は各施設にお問い	ソター など	
減	さまれ。者	その他	山本五十六記念館など		
エヌ・シィ・ティ 福祉料金制度			手帳所持者と生計を共にする世帯の利用契約内容によって適用の範囲が限定されて、33-0909)にお問題	1ます。詳しく	(は(株)エ
電話第	案内(104	4)の利用料免除	NTT の番号案内が無料になります。利用には、事前に登録が必要です。(問い合わせ先: 0120-104-174)		
ł		基本使用料 4等割引	携帯電話の割引サービスがあります。記様センター、携帯電話取扱店などにお問		
国民健康保険料の減免		民険料の減免	国民健康保険に加入している被保険者が重度の障害者であり、保険料の納付が困難と認められる場合は、申請により、保険料の「所得割額」のみ減免を受けることができます。 詳しくは国保年金課(39-2220)へお問い合わせください。	_	
後期高齢者医療費制度の適用		療費制度の適用	○75 歳から受けられる後期高齢者医療請により 65 歳から適用されます。後期制度になると、医療費の自己負担金割合定以上の所得の人は3割)になります。 国保年金課(39-2317)へお問い合わ	明高齢者医療 合が1割(一 詳しくは、	_
生活福祉資金の貸付		資金の貸付	〇自動車購入、免許取得、住宅の増改築 を貸付します。詳しくは、お住まいの地 岡市社会福祉協議会(33-6000)へる	区の民生委員	、または長

等級制度	1 級	2 級	3 級
新潟県心身障害者扶養共済制度	〇障害のある方を扶養している保護者がの掛金を納めることにより、保護者に重度障害)のことがあったとき、障害終身一定額の年金を支給する制度で発送しくは福祉課(39-2343)へお問ださい。	:万一(死亡・ 言のある方に す。	_
日常生活用具費の給付 (頭部保護帽)	②レディメイド: てんかん等の発作にる A スポンジ、革を主材料に製作 基 B スポンジ、革、プラスチックを主	が必要) 準額 15,650 材料に製作 準額 37,852 より頻繁に転信 準額 12,520 材料に製作 準額 30,282	2円 到する者 4円 2円
特別児童扶養手当	〇在宅の心身に中度から重度の障害を持を養育している人に支給されます。(所が対象外) ・手当月額 重度 56,800円 中度 37,830円 ※手帳の等級により認定されるものでは医師の診断書等が必要です。詳しくは福へお問い合わせください。	得制限あり、だ はありません。	施設入所は申請には
その他	その他の制度等ついては各ページをご ・障害福祉サービス等・・・9~14/ ・障 害 年 金 制 度・・・15ページ ・生 活 保 護 制 度・・・15ページ	ページ ジ	

精神疾患に関する医療費の助成制度

自立支援医療(精神通院医療)

精神疾患の外来通院にかかる医療費(薬剤費、検査、デイケアの費用も含む)の自己負担額が10%になる制度です。(市民税額に応じて月額負担額に上限があります。)

等級制限 なし 市民税額による制限 あり

相談窓口 市役所 福祉窓口

各支所 地域振興•市民生活課

〇問い合わせ先:市役所 福祉課医療費助成係(TEL 39-2319)

(1) 申請の手続き

- ○申請に必要なもの
 - ●診断書(精神通院医療)

(精神障害者保健福祉手帳と同時に申請する場合は手帳用の診断書の写しでよい。)

- ●「重度かつ継続」に関する意見書(課税世帯で該当する場合)
- ●健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせなど
 - 国保: 国保に加入している世帯全員のもの
 - 社保: 対象者 被保険者のもの
 - 後期高齢者:後期高齢者医療に加入している世帯全員のもの
- ●受給対象者本人の前年(申請月が1月~6月の場合前々年)1年間の年金の受取額がわかる書類(年金振込通知書、通帳の写しなど)
- ●マイナンバー等確認書類 ※詳しくは 19~20 ページをご覧ください。
- ※長岡市に転入してきた方等、長岡市で課税状況の確認ができない場合は、市町村民税課税証明書(所得金額・控除金額・扶養人数等が記載されているもの)が必要です。

ただし、マイナンバーが確認できる場合は提出不要です。

- ※市の申請書受理日が適用日となります。
- (2) 変更手続きが必要なとき
 - ①病院を変えるとき
 - ②住所、氏名、保険情報等に変更があったとき いずれも市の申請書受理日が適用日となります。 また、申請は市を経由し、県で交付の可否が決定されます。
- (3) 有効期間

1年間(有効期限の3か月前から継続申請の受付をします。)

(4) 長岡市精神障害者医療費助成事業と併用可能です。(7ページ)

長岡市精神障害者医療費助成事業

入院•通院

精神疾患の治療に係る医療費等の一部を助成します。 助成額は、通院・入院の一部負担金の1/3です。 ただし、70歳以上の人及び後期高齢者医療・生活保護に 該当している人は、対象となりません。

申請月から (または転入日から)

等級制限 なし

市民税額による制限 なし

申請窓口

市役所 福祉窓口

各支所 地域振興•市民生活課

〇問い合わせ先:市役所 福祉課医療費助成係(TEL 39-2319)

(1) 助成の内容

助成対象	助成額	条件等	
医療費 (入院·外来•調剤)	一部負担金 の	一部負担金に、健康保険から支給される高額療養費や附加給付金が含まれている場合は、その額を差し引いて計算します。	
訪問看護利用料	3分の1	医療保険適用分のみ対象になります。	
入院時食事代	全額	限度額適用・標準負担額減額認定区分が、市民税非課税 に該当している方に限ります。	

(2) 助成手続き

① まず、申請して、精神受給者証の交付を受けてください。

《申請に必要なもの》

●次のいずれか一つ

精神科医の診断書(原本)、精神障害者保健福祉手帳(写し)、自立支援医療(精神通院 医療)受給者証(写し)

- ●健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせなど
- ●マイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類(写真付1点又は写真なし2点)

※手続きを行った月の1日から(転入の場合は転入日から)、医療費の助成が受けられます。

② 助成の申請を行ってください。

《持参するもの》

- ●受給者証
- ●領収書(原本)
- ●振込先□座番号の分かるもの(通帳等)
- ●マイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類(写真付1点又は写真なし2点)

(3) 有効期間

3年間

(引き続き助成を受ける場合は、受給資格更新の手続きが必要です。市からお知らせします。)

重度障害者医療費助成事業(県障)

入院•通院

重度の障害者の医療費等の一部を助成します。(所得制限があります) ただし、生活保護に該当している人は、対象となりません。

等級制限 あり 所得制限 あり

申請窓口 市役所 福祉窓口

各支所 地域振興•市民生活課

〇問い合わせ先:市役所 福祉課医療費助成係(TEL 39-2319)

(1) 対象者

	1級	2級	3級
精神障害者保健福祉手帳	0		

※ただし、所得制限により助成を受けられない場合があります。

(2) 助成の内容

医療保険適用後の自己負担額から、下記の一部負担金を差し引いた額を助成します

	一部負担金
外来通院	医療機関ごとに 1 回 530 円 (同月で同一医療機関診療の場合、5 回目以降は無料)
薬 局	無料
入 院	1日につき 1,200円(非課税世帯のみ食事代助成あり)
訪問看護	1日につき 250円

(3) 助成手続き

①まず、申請して、県障受給者証の交付を受けてください。

《申請に必要なもの》

- ●精神障害者保健福祉手帳
- ●健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせなど
- ●同一住所の世帯全員分のマイナンバー等確認書類 ※詳しくは 19~20 ページをご覧ください。
- ② 県障受給者証を医療機関に提示して、医療費の助成を受けてください。

(4) 有効期間

申請した日の翌月1日から8月31日まで(月の1日に申請した場合は、同月から該当)

<u>※手帳の有効期間が切れた場合は、有効期間の途中であっても切れた時点で受給対象外となり</u>ます。

※手帳の等級が1級から2級または3級に変更となった場合は、有効期間の途中であっても変更した時点で受給対象外となります。

地域で暮らしていくために

障害者相談支援事業

障害のある方が地域のなかでともに暮らせるように、障害者相談支援事業所を設置し、様々な相談に応じるほか、福祉サービスの紹介や手続きの手伝いなどの支援を行う事業です。

(1) 対象者

在宅障害者とその家族など

(2) 障害者相談支援事業所の名称等

担当地区•地域	名称・所在地・連絡先
123166 1613	
なかじま・おもてまち・ふそき	相談支援センターふかさわ分室サンスマイル
千手・阪之上の一部(JR線の西側)・表町	長岡市中沢663-1
・中島・神田・新町・栖吉・富曽亀・山本・	TEL:86-7812 FAX:86-7813
新組•黒条	
けさじろ・みやうち・やまこし・かわぐち	障がい者支援センターあさひ
四郎丸・豊田・阪之上の一部(JR線の東側)・	長岡市川崎町1962-1
川崎・宮内・十日町・六日市・太田・山通・	TEL:32-5877 FAX:32-5885
山古志・川口	
まきやま・みしま・なかのしま・よいた・わし	越路ハイム地域生活支援センター
ま・てらどまり	長岡市三ツ郷屋2丁目3-11
下川西・上川西・福戸・王寺川・三島・中之	TEL:27-4266 FAX:27-4265
島・与板・和島・寺泊	
にしながおか・こしじ・おぐに	相談支援センターふかさわ
大島・希望が丘・日越・関原・宮本・大積・	長岡市西津町字原4668 「桐樹園」内
深才・青葉台・越路・小国	TEL:47-2208 FAX:47-2206
とちお	障害者相談支援センターとちお
栃尾	長岡市栃尾表町5-6
	TEL:86-6396 FAX:86-6036

障害者総合支援法

「障害者総合支援法」は、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など障害をお持ちの方の日常生活や社会生活を総合的に支援するための法律です。

対象となるサービスは、「障害福祉サービス」、「地域相談支援」及び「地域生活支援事業」の三つの サービス体系に分かれています。また「障害福祉サービス」及び「地域相談支援」の二つについて は「計画相談支援」が合わせて支給されます。

※ 平成 25 年4月から、新たに難病の方が障害福祉サービス等を利用できるようになりました。 利用できるサービス等の詳細については、福祉課障害支援係(39-2218)にお問い合わせ ください。

- 1 対象となるサービス
- ※ 介護保険制度の対象者は、原則として、介護保険でのサービス利用が優先されます。
- (1) 障害福祉サービス
- ① 介護給付

	ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴や排泄、食事の介護を行ったり、調理、洗濯、
居宅介護 (ホームヘルプ)	
(\h\-\frac{1}{\pi}\h\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
	ホームヘルパーが家庭を訪問し、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害・精神障害によって行動上著しい困難を有する障害者で常時介護を要する人に、自宅での介護
重度	から外出時の移動支援までを総合的に行います。 各回のサービス提供時間が長時間になるものを想定しています。 居宅介護と同時に支給決定を受けることは原則できません。
訪問介護	《対象者》 〔身·難〕 障害支援区分4~6で、二肢以上に麻痺があり、認定調査 項目のうち歩行·移乗·排尿·排便がいずれも「支援が不要」以外
	〔知·精·難〕 障害支援区分4~6で、認定調査項目のうち行動関連項 目等の合計点数が10点以上である者
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人で常時介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護を行います。
TJ 到J友谚	《対象者》 〔知·児·精·難〕 障害支援区分3~6で、認定調査項目のうち、行動 関連項目(12項目)等の合計点数が10点以上
	常時介護が必要で意思疎通を図ることが著しく困難な人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。
重度障害者等 包括支援	《対象者》 〔身·知·児·精·難〕 障害支援区分6で、意思疎通に著しい困難を有する次のいずれかに該当する人
	・重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきりの状態の 人のうち、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 (児)又は最重度知的障害者(児)
	・認定調査項目の行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である人
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、障害者支援施設等に短期間入所することで、入浴、排泄、食事の介護、その他の必要な保護を行います。
V = 17,77	《対象者》 〔身·知·児·精·難〕 障害支援区分1~6
	常時介護を必要とする人に、主に日中において、障害者支援施設などで行われる介護サービスや、創作的活動又は生産活動の機会の提供、身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助などを行います。
生活介護	《対象者》 〔身·知·精·難〕 次のいずれかに該当する人
	・障害支援区分3〜6で、50 歳未満の人(障害者支援施設に入所してこのサービスを受ける場合は、区分4〜6)
	・障害支援区分2〜6で、50歳以上の人(障害者支援施設に入所してこのサービスを受ける場合は、区分3〜6)

介護が必要な人、または通所が困難な人に対して居住の場を提供し、主として夜間における日常生活上の支援を行います。 《対象者》 〔身・知・精・難〕 次のいずれかに該当する人 ・障害支援区分4~6で、50歳未満の生活介護受給者 ・障害支援区分3~6で、50歳以上の生活介護受給者 ・自立訓練又は就労移行支援の受給者で、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的な人や、やむを得ない事情等により通所によって訓練等を受けることが困難な人

自立訓練(生活訓練)	障害者支援施設等に通わせて、一定期間の支援計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な訓練等を行います。 《対象者》〔身·知·精·難〕 地域生活を営む上で、生活能力の維持·向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者·精神障害者(※具体的には次の例のような場合が該当します。) ・入所施設や病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ・特別支援学校を卒業した人や、継続した通院により症状が安定している人等で地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人
宿泊型自立訓練	一定期間の支援計画に基づき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるために必要な訓練等を行います。 《対象者》 〔身·知·精·難〕 自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や外部の障害福祉サービスを利用している人で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練などの支援が必要な人
就労移行 支 援	就労を希望する65歳未満の人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に、一定期間の支援計画に基づき、生産活動や職場体験の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援などを行います。 《対象者》〔身·知·精·難〕 次のいずれかに該当する人 ・就労を希望する65歳未満の人で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得や就労先の紹介等の支援が必要な人 ・あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、きゅう師免許を取得することにより、就労を希望する人
就労継続 支援A型	通常の事業所に雇用されることが困難な人に、雇用契約等に基づく就労をさせ、生産活動や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。《対象者》〔身·知·精·難〕 企業等に就労することが困難な 65 歳未満の人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な人(※具体的には次の例のような場合が該当します。) ・就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人・特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人・企業等を離職した人など、就労経験のある人で、現に雇用関係がない人 《特 例》障害者によっては、直ちに雇用契約を結ぶことは難しいが、将来的には雇用関係へ移行することが期待できる人も多いことから、一定の要件を満たしている事業所については、特例として雇用契約によらない人の利用も可能となっている。

	通常の事業所に雇用されることが困難な人のうち、通常の事業所に雇用されていたが年齢や心身の状態等により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人などに、生産活動や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。
就労継続 支援B型	《対象者》 〔身·知·精·難〕 就労移行支援を利用したが一般企業等の雇用に結び つかなかった人や、一定年齢に達している人などで、就労の機会等 を通じて、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待でき る人(※具体的には次の例のような場合が該当します。)
	・就労経験がある人で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人
	・ 就労移行支援を利用した結果、B型の利用が適当と判断された人
	・上の二つの例に該当しない人で、50歳に達している人又は障害基礎年金1級の受給者
 	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により 生活面の課題が生じている人に対し、相談を通じた課題把握や、企業との連絡調整、課 題解決に向けて必要な指導・助言等、就労定着するための支援を行います。
机刀 止包 又恢	《対象者》〔身·知·精·難〕 就労移行支援等を利用して通常の事業所に新たに雇用 され、就労継続期間が6か月に達した人
共同生活	※詳しい対象者については、福祉課障害支援係にお問合せください。 主として夜間に、共同生活を営む住居において入浴、排泄、食事等の介助等を行います。
援助(グループ・ホーム)	《対象者》〔身·知·精·難〕 障害支援区分非該当~6(障害支援区分にかかわらず利用可能)
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人等が、一人暮らしへ移行する場合に、一定期間定期的な巡回訪問や随時の対応を行い、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
	 ※詳しい対象者については、福祉課障害支援係 (39-2218) にお問合せください。

(2) 地域相談支援

	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者が、退所、退院して地域生活へ移行する際に、入所施設や精神科病院への訪問による相談、住居を確保するための入居支援、また、障害福祉サービス事業所への同行支援等を行います。
	《対象者》 〔身·知·精·難〕
地域移行支援	• 障害者支援施設に入所している障害者。
	• 精神科病院に入院している精神障害者。
	・保護施設・矯正施設・更生保護施設等に入所している障害者。(施設により対象 にならない場合があるので、施設の方にご確認ください。)
	※申請する場合は施設の管理者または病院のケースワーカーと事前に相談してく ださい。

居宅において単身等で生活する障害者が、安定した地域生活をするように、常時の連絡体制を確保し、障害の特性によって生じた緊急の事態等に対して緊急訪問、緊急対応等を行います。

地域定着支援

《対象者》〔身·知·精·難〕

施設や病院から退所、退院した人や家族との同居から一人暮らしに移行して 1 年以内で地域生活が不安定な人など。

※詳しい対象者については、福祉課障害支援係(39-2218)にお問い合わせください。

(3) 計画相談支援

計画相談 支援給付費 の支給

障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、指定特定相談 支援事業所が、サービス等利用計画の作成や、一定期間ごとのモニタリングを行い ます。

《対象者》 〔身·知·児·精·難〕

- ・障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障害者
- ・障害福祉サービスを利用する障害児

(4) 地域生活支援事業

(中) 地络工作文版学术				
	屋外での移動が著しく困難な人に対し、外出(買い物など必要不可欠な外出や余 暇活動等社会参加のための外出)時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を 促します。			
移動支援 (個別支援 型)	《対象者》〔身·知·児·精·難〕単独での外出が困難な人や、単独での外出はできるが、外出先での買い物や公共交通機関の利用等の行為が単独でできない人で、障害福祉サービスの対象となる障害者(児)のうち、次のいずれかに該当する人・身体障害者手帳を有する人のうち、次のいずれかに該当する人上肢不自由 2級1.2項以上、下肢不自由 3級1項以上、体幹不自由 3級以上・知的障害者(児)・精神障害者(児)			
日中一時支援 (短期入所 型)	自宅で介護を行う人の休息等のために、障害者支援施設等において日帰りでの一時預かりを行います。 《対象者》 〔身·知·児·精·難〕			

地域活動支援センター	障害者の社会参加と自立を図るため、創作的活動又は生産活動の機会の提供や、 社会との交流の促進等の便宜を供与します。 《対象者》 〔身·知·児·精·難〕
更生訓練費 支給事業	障害者の自立した地域生活推進を図るため、障害福祉サービスの「就労移行支援」 又は「自立訓練」を受給しており、かつ市民税非課税世帯の障害者に支給しています。

2 手続きのながれ

相談・申請 障害支援区分の 認定 支給決定・ 受給者証交付 サービスの利用

- ※相談は、福祉課障害支援係(39-2218)や各支所地域振興・市民生活課及び相談支援事業所の 窓口などで受け付けています。
- ※地域生活支援事業及び訓練等給付(共同生活援助は除く)の支給決定を受ける場合は、障害支援 区分の認定は必要ありません。

3 サービスを利用したときの利用者負担について

【利用者負担】

原則として利用したサービスの提供に必要な費用の1割を負担していただきます。また、負担が重くなりすぎないように、所得に応じて支払う費用の上限月額が次の4段階に設定されています。

世	帯区	分	対象となる人	上限月額
生	活保	護	生活保護世帯の人	O円
低	所	得	住民税非課税世帯の人	O円
_	般	1	住民税課税世帯で市民税所得割が 16 万(児童は 28 万)未満の世帯	9,300円 児童は 4,600円 グループホーム入居者、施設入所 者(20歳以上)は 37,200円
_	般	2	住民税課税世帯で市民税所得割が 16 万(児童は28万)以上の世帯	37,200円

- ※障害者の場合、障害者本人とその配偶者の住民税課税状況等に応じて世帯区分が決まります。
- ※児童の場合、利用者本人の属する(住民基本台帳上の)世帯の住民税課税状況等に応じて世帯区 分が決まります。
- ※施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費などは原則自己負担です。

【高額障害福祉サービス費】

同じ世帯の中で複数の方がサービスを利用する場合や、同じ方が複数のサービスを利用する場合は、 合算した額が負担上限月額を超えた分について、高額福祉サービス費として支給されます。詳しくは 福祉課障害支援係(39-2218)にお問い合わせください。

家 族 会

心に病を持つ人の家族が集う場です。同じ悩みや願いを語り合い、支え合い、研修や学習を通して病気や対応について学んでいます。

詳しい内容については各施設、かかりつけの病院のケースワーカー、福祉課にお問い合わせください。

精神障害者デイサービス事業

精神障害を持つ方が安心して集い、仲間との交流や趣味・創作活動を通して、自信回復や社会参加を促進していくために実施しています。

詳しくは、川口支所 地域振興・市民生活課(89-3112)にお問い合わせください。

障害年金制度のご紹介

問い合わせ先は、初診日に加入していた年金により異なります。

- ・国民年金の方⇒国保年金課国民年金係(39-2250)
- 厚生年金の方⇒長 岡 年 金 事 務 所(88-0006) 所在地:台町2丁目9-17

1 請求の条件

- ①原則、初診日から1年半を経過していること
- ②障害の程度が各制度に定める等級以上であること
- ③初診日まで一定期間保険料を納めて(または免除されて)いること
- ※ 初診日が20歳前でどの年金にも加入していなかった場合は、障害基礎年金の請求となります。
- 2 等級と年金額など
 - 1級・・・1,039,625円程度/年7

3級 • • • 623,800円程度/年……障害厚生年金

- 3 その他
 - * 障害年金1級・2級受給者の国民年金保険料は免除されます。 ただし、免除申請の手続きが必要です。

生活保護制度のご紹介

詳しいことについては、生活支援課にお問い合わせください。(39-2338)

病気やけがで働けなくなったり、働き手が死亡したりして生活に困窮する世帯が、利用し得る資産、 能力やさまざまな社会制度、扶養援助等あらゆるものすべてを活用しても、なお最低限度の生活が維 持できない場合に、国が最低限度の生活を保障するとともに自力で生活できるように支援する制度で す。

- 随時 (事前にご相談ください。生活状況等をお聞きします。) 1 申請の時期
- 生活困窮者(生活保護法の定める要件を満たす方) 2 対 象 者
- 本人、その扶養義務者、またはその他の同居の親族 3 申請をする人
- 4 提出書類 保護申請書ほか
- 5 申 請 先 生活支援課 または 各支所 地域振興・市民生活課
- 6 申請後の流れ 家庭訪問や関係機関への調査の後決定します。

施設・市役所等連絡先一覧

施設の名称	住 所	電話
1 生活訓練		
サンスマイル	関原町 1 丁目字中原 3 1 9 5	47-5138
うらら長岡	浦5041-1	92-4568
2 就労移行支援		
就労支援ワーク&カレッジ One ながおか	表町1丁目10-5 アーバンビルズ長岡第二101	89-8973
創造工房コスモス	与板町与板乙5954-3	72-2526
野いちご工房	関原町1丁目字中原3195	47-5141
ワークセンター千秋	千秋2丁目221-14	28-8815
ワークセンターのっぺ	三ツ郷屋町331-1	22-4888
みのわの里 スリージョブながおか	浦9750	92-2030
就労移行支援アルファスブライト 長岡教室	古正寺1丁目249-1 イオン長岡2F	89-8043
3 就労継続支援A型		
福祉ラボ アルファスブライト第 1 事業所	緑町1丁目38-431	84-7277
就労支援ワーク&カレッジ One ながおか	表町1丁目10-5 アーバンビルズ長岡第二101	89-8973
和島トゥー・ル・モンド100年の時をこえて	和島中沢乙64-1	74-3002
福祉ラボ アルファスブライト第2事業所	長岡市緑町3丁目188-1	29-2900
クリエイターズウェル長岡	長岡市東坂之上町2丁目4-10 Ritz 東坂之上ビル3F	94-5366
コロンブ株式会社 About me	北山3丁目1番地5 北山ビル1F	94-5077
キャンワーク長岡	城内町2丁目3-12 DiaPlaza5-A	94-6288
ティモシーながおか	中島6丁目5-46	94-6406
4 就労継続支援B型		
創造工房コスモス	与板町与板乙5954-3	72-2526
たちばな工房	与板町江西3丁目1-3	72-2299
野いちご工房	関原町1丁目字中原3195	47-5141

みのわの里 工房かわさき	崎町1963-1	35-5501		
フークセンター千秋 千		秋2丁目221-14	28-8815	
かのわの里 ワークセンター北陽 稲		保1丁目306-4	86-8110	
ワークセンターのっぺ		ツ郷屋町331-1	22-4888	
NOPPEl Kitchen	深	沢町2278-8	46-7958	
デイワークス中之島	ф	之島392	66-1538	
みのわの里 工房こしじ	浦	i4712-1	92-2535	
みのわの里 工房ゆきわり	小	島谷3272-2	74-3663	
希望の家	Ц	ı⊞3−2−5	32-9275	
のぞみの家		内町3丁目5-13 川ビル1階	32-5183	
居いプレイス	愛	宕3丁目7-24	76-0050	
ワークセンターとちの木の家	板	尾山田町4-5	52-5685	
ンぶみ工房 リ		国町原甲348	95-5233	
さんわ工房	Ξ	和1丁目4番43号	37-0440	
ウーリー長岡		町1一7-33 『ビル2階	39-1555	
ロンチ		宮内2丁目92-2	89-6610	
ONE GAME 長岡		 町1-7-33 岡東駅前ビル2F	77-3811	
地域活動支援センター UNEHAUS(ウネハウス	ス)	一之貝869	86-8121	
みのわの里障害者地域活動支援センター オアシ	ス	三和3丁目123-1	35-3887	
越路ハイム 地域生活支援センター		三ツ郷屋2丁目3-11	27-4266	
地域活動支援センター サンスマイル		関原町3丁目甲483	21-0233	
地域活動支援センター り・ぼん		三和1丁目5-19	86-8588	
地域活動支援センター しぶみ工房		小国町原甲348	95-5233	
地域活動支援センター ぽむハウス		栃尾山田町4-11	86-7367	
地域活動支援センター ピュアはーと		青葉台5丁目22-4	86-7195	
地域活動支援センター ふぁーれ		城内町3丁目5-11	89-7859	
地域活動支援センター any	関原町1丁目4582-2 1階	89-8333		

6 グループホーム			
うらら長岡 (92-4568)	越路ホーム、あすなろ荘		
サンスマイル(47-5138)	くるみの家、くるみの家 I、かっこうの家、歩み、 すばる、中沢、なごみ		
創造工房コスモス (72-2526)	上除寮、虹A棟、虹B棟、与板寮		
相談支援事業所クオリード(77-7262)	グループホームなでしこ、グループホ	ームハナミズキ	
グループホームぶどうの森長岡/東神田 (77-6008)	ぶどうの森長岡/東神田、ぶどうの森 ぶどうの森長岡/中沢、ぶどうの森長		
グループホーム いんくる長岡アリエス (86-4910)	グループホーム いんくる長岡アリエス		
グループホーム りんく長岡 (090-1032-5750)	りんく長岡、りんく長岡福住2、りん	く長岡古正寺	
ソーシャルインクルーホーム長岡西津町 (94-6092)	ソーシャルインクルーホーム長岡西津	町	
グループホーム シンフォニー/城内町 (33-1462)	シンフォニー/城内町、レディバグ		
さんわ工房(37-0440)	さんわの家		
グループホーム さらんばん (77-4969)	グループホーム さらんばん		
7 宿泊型自立訓練施設			
サンスマイル	関原町1丁目字中原3195	47-5138	
うらら長岡	浦5041-1	92-4568	
8 ホームヘルプサービスの相談			
県立精神医療センター	寿2丁目4-1	24-3930	
長岡保養園	町田町575	32-4040	
田宮病院	深沢町2300	46-3200	
長岡西病院	三ツ郷屋371-1	27-8500	
9 家族会			
地域家族会長岡希望の会	長岡希望の会事務局	94-5552	
病院家族会 悠久家族会	精神医療センター	24-3930	
10 長岡市役所 (所在地:長岡市大手通1丁目4-10 代表電話:35-1122)			
福祉課	障害活動係	39-2343	
	障害支援係	39-2218	
	医療費助成係	39-2319	
国保年金課	国民年金係	39-2250	
	国保保険料係	39-2220	
	国保給付係 後期高齢者医療係	39-2006 39-2317	
生活支援課		39-2338	

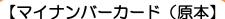
長岡市中之島788	61-2015		
長岡市浦715	92-5906		
長岡市上岩井1261-1	42-2246		
長岡市山古志竹沢乙461	59-2333		
長岡市小国町法坂793	95-5900		
長岡市小島谷3434-4	74-3113		
長岡市寺泊烏帽子平1977-8	75-3113		
長岡市中央公園1番36号	52-2157		
長岡市与板町与板甲134	72-3190		
長岡市東川口1974-26	89-3112		
11 長岡地域振興局健康福祉環境部(長岡保健所)			
長岡市沖田3丁目2711-1	33-4930		
	長岡市浦715 長岡市上岩井1261-1 長岡市山古志竹沢乙461 長岡市小国町法坂793 長岡市小島谷3434-4 長岡市寺泊烏帽子平1977-8 長岡市中央公園1番36号 長岡市与板町与板甲134 長岡市東川口1974-26		

マイナンバーを利用する障害福祉の各種手続きでは、個人番号の記入が必要になります。

【申請者本人または家族が手続きする場合】

◎窓口で手続きする場合

・申請者本人の「マイナンバーカード(個人番号カード)」または「通知カードと身元確認書類 (20ページ参照)」をお持ちください。





※マイナンバーカードは、通知カードとともに送付される個人番号カード交付申請書により申請すると交付される顔写真付きのカードです。

または

【通知カード(原本)】

(現在の氏名、住所と 差異がないもの)



【身元確認書類】(氏名・住所・生年月日のうち、2つ以上の記載が必要)

- ○いずれか1点 (P20(1)①から1点)
 - ・写真付き精神障害者保健福祉手帳
 - ・写真付き住民基本台帳カード
- ・運転免許証 ・パスポート
- ▶・在留カード など

- ○左記の身元確認書類がない場合は、次のうち いずれか2点 (P20(1)②から2点)
- ・顔写真なし精神障害者保健福祉手帳
- ·保険証(資格確認書)
- 自立支援医療受給者証
- ・精神障害者医療費受給者証 など

◎郵送で手続きする場合

・「マイナンバーカード(両面)」の写しまたは「通知カード(現在の氏名、住所と差異がない もの)と身元確認書類」の写しを同封してください。送付いただいた写しは、確認後シュレッ ダー等で確実に破棄します。

※番号確認書類、身元確認書類の原本を送付しないでください。

- 個人番号カード等を複写する際は、コピー機への**置き忘れ、紛失等**にご注意ください。
- 重要な個人情報であるため、郵送で提出される場合は簡易書留での郵送をお勧めします。

【代理人が手続きする場合】次の①~③を各1点ずつお持ちください。

- ①代理権の確認書類(委任状、申請者本人の運転免許証、申請者本人のパスポート、申請者本人の健康保険証など)
- ※委任状については、委任する者(捺印)、委任される者、委任する内容のわかる任意の様式
- ②代理人の身元確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)
- ③申請者本人のマイナンバー確認書類(本人のマイナンバーカードの写し、本人の通知カードの写し)

※【個人番号欄を空欄で申請いただいた場合】

個人番号欄が空欄の場合や確認書類に不備等があった場合には、福祉課で個人番号を確認のうえ、申請書に記入させていただきます。

本人が手続きする場合の身元確認書類一覧

(1)本人の身元確認書類

① 1点確認書類

マイナンバーカード (個人番号カード)	療育手帳	写真付き 身分証明書
運転免許証	在留カード	写真付き 社員証
運転経歴証明書 (H24.4.1以降発行のもの)	特別永住者証明書	写真付き資格証明書
旅券	写真付き 住民基本台帳カード	戦傷病者手帳
身体障害者手帳	税理士証票	介護支援専門員証
写真付き精神障害者保健福祉手帳	写真付き 学生証	

② 2点確認書類

国民健康保険・健康保険・船員保険・ 後期高齢者医療・介護保険の被保険者証	住民票の写し	養育医療券
健康保険日雇特例被保険者手帳	住民票記載事項証明書	重度障害者医療費助成受給者証
共済組合の組合員証	母子健康手帳	老人医療費助成受給者証
私立学校教職員共済制度の加入者証	特別徵収税額通知書	子どもの医療受給者証
資格確認書	納税通知書	ひとり親家庭等医療費助成受給者証
児童扶養手当証書	源泉徴収票	妊産婦医療費受給者証
特別児童扶養手当証書	支払通知書	精神障害者医療費受給者証
精神障害者保健福祉手帳(写真なし)	特定口座年間取引報告書	国民健康保険限度額適用認定証
身分証明書(写真なし) (生活保護の被保護者証明書含む)	住民基本台帳カード(写真なし)	国民健康保険限度額適用· 標準負担額減額認定証
学生証(写真なし)	施設型給付費・ 地域型保育給付費等の支給認定証	国民健康保険特定疾病療養受療証
社員証(写真なし)	年金証書	後期高齢者医療限度額適用· 標準負担額減額認定証
資格証明書(写真なし)	障害福祉サービス受給者証	後期高齢者医療特定疾病療養受療証
地方税・国税・社会保険料・公共料金の 領収書	地域生活支援事業給付費 支給対象者登録証	特定疾患医療受給者証
印鑑登録証明書	地域相談支援受給者証	
戸籍の付票の写し(謄本・抄本)	自立支援医療受給者証 (更生医療·育成医療·精神通院)	

(2)本人の個人番号確認書類

マイナンバーカード (個人番号カード)	通知カード (現在の氏名、住所と差異のないも	住民票の写し(個人番号有)
住民票記載事項証明(個人番号有)		

精神障害に関する長岡市の制度

令和7年5月改訂

編集発行:長岡市福祉保健部福祉課

〒940-8501(市役所専用郵便番号)

長岡市大手通1丁目4番地10